

【第4章】新型コロナウイルス感染症に関連した取り組みについて

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金について

- 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」（令和2年3月10日：国の対策本部決定）に基づき、新型コロナウイルスに感染等した被用者（給与の支払いを受けている方）に対して、傷病手当金の支給を実施。【国が全額を財政支援】
- 国の財政支援が延長されたことに伴い、適用期間を延長して実施。

（適用期間）令和2年1月1日～令和3年9月30日（※）

※ 国の財政支援の更なる延長のため、令和3年12月31日まで延長予定。

相談・支給件数

	令和2年度	令和3年度 (4～8月)
相談件数	658件	760件
支給件数	103件	107件

※令和2年度支給額：約760万円

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免について

- 昨年度に引き続き、国通知に基づき、主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡等された世帯又は収入が10分の3以上減少した世帯に対して、保険料の減免を実施。【国が最大で10分の10相当額を財政支援】
- 減免対象となる保険料 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある保険料

令和3年8月末時点の減免適用件数及び減免額

年度	減免適用件数	減免額
令和3年度	11,913件	21.5億円

【参考】令和2年度における減免適用件数及び減免額

年度	減免適用件数	減免額
令和2年度	31,211件	54.7億円